

# 近世後期の三仲間に関する諸問題

高橋 博

## はじめに

近世の朝廷内部の機構・制度の研究は、1980年代以降、武家伝奏・議奏・禁裏小番・地下官人など多くの進展が見られ、とりわけ近年は地下官人の研究や史料翻刻が活発であるが<sup>1)</sup>、本稿は従来研究の積み重ねが決して多いとはいえなかった近世の女官のなかでも三仲間(御末・女孺・御服所の総称)と称する下級女官についての基礎的な考察を試みるものである。周知の様に、近世の女官は上位より尚侍・典侍・掌侍・命婦・女蔵人・御差・御末・女孺・御服所等と称したが、これらの制度についてはまだ考察の余地が多く、三仲間に関しても河鱈実英氏が宮内省勤務時代の見聞や史料の博搜に基づき『宮中女官生活史』(風間書房、1963年)を著して以降、新たな進展が見られないのが現状である<sup>2)</sup>。同書で述べられている近世の三仲間の制度について、①定員②通称③職務④補任の4点に分けて御末・女孺・御服所の順にそれぞれ要約すると、

### 【御末】

- ①御末は御末衆とも言い8人であった。
- ②御末の首座は阿茶と称し、次座は阿嘉加と称した。阿茶は10年勤続すればその功勞によって特に尾張と称する事が出来た。
- ③御末は板元で調理した御膳を受取って天皇に差上たり、自ら天皇の食事を調理することを日常の職務とし、大典儀式の時に役送を奉仕する采女のうち、二の采女と三の采女には阿茶と阿嘉加が奉仕した。
- ④御末は有位者の娘が補せられたが、御医並びに楽人の娘は補せられなかった。

### 【女孺】

- ①女孺は8人であった。
- ②女孺の首座は茶阿と称した。
- ③女孺の職務は奥向の諸布設、御道具、油炭を掌ることであった。
- ④女孺は官位ある輩並びに口向、侍分等の娘が補任されたが、御医並びに楽人の娘は補せられなかった。

## 【御服所】

- ①御服所は8人であり、そのうち1名が御物仕であった。
- ②御服所の首座は右京大夫と称し、右京大夫以下3人は三大夫と称し勾当掌侍に専属した。
- ③御服所は御衣の裁縫並びに撰家や親王・大臣が参賀の節の参内殿の御車寄の簾を上げる事を職務とした。三大夫は勾当掌侍の命により諸方への手紙を作成するなど書記の事を掌った。
- ④御服所は官位の有無にかかわらず侍分の娘で文筆裁縫に巧みな者が補せられた。

となるが<sup>3)</sup>、いずれも出典は表記されず、これらの事実は著者の見聞に拠るものかあるいは諸史料に拠るものかは明らかではない。したがって、本稿ではこの先業に基づき、近世後期における三仲間の定員・序列・年齢などの基礎的事実の確認や、人事の形態・職務の内容などについて、諸史料に基づき考察を試みたい。

## 第1章 近世後期の三仲間の構成員および採用手続などの諸問題

近世後期の三仲間は、どのような人員で構成されていたのであろうか。はじめに本章では、宮内庁書陵部所蔵の「三御所女中名前」<sup>4)</sup>および「禁裏執次所日記」<sup>5)</sup>記載の三仲間のデータを素材に、三仲間の定員・序列・年齢や採用手続などの諸問題について、歴代天皇の代替わりにおける動向も含めて検討して行きたい。

**「三御所女中名前」記載の三仲間の構成員** 表1は、「三御所女中名前」記載の御所（仁孝天皇）の御末・女孺をそれぞれ上位より記したものであるが、その人数は御末7名と御末の御雇・隠居が1名ずつおよび女孺8名である。御末の御雇はやがて正式に採用されると見て差し支えないので、同史料記載年の1824年（文化7）の御所の御末と女孺の定員は8名と見て差し支えないであろう。三仲間の年齢・序列であるが、御末では上首の阿茶の61歳を、女孺では上首の茶阿の52歳を筆頭にそれぞれほぼ年齢順に序列され、最高齢は三河の77歳であるが、既に隠居として御末の実務から身を退いているので、高齢となると隠居が許可されていたであろうと思われる。

三仲間の父親は、御末・女孺ともに地下の官人が多数を占め、職掌も外記方（召使・召使副使・陣官人）、蔵人方（内膳司・壺召次長）、その他（檢非違使・院御隨身）と多岐に渡っている<sup>6)</sup>。また、各名にはその父親と共に「里」の姓名が記されている。これは父親が故人となっている場合の身元保証人と考えられ<sup>7)</sup>、父親が存命の場合は「里」を兼ねているが、三仲間の採用に当たり「里」を把握することは必要不可欠であったことは後述する。

**三仲間の採用手続の内容と親類書の審査条件** さて、近世後期の三仲間は実際にどのような手順を踏んで採用されたのであろうか。次の〈史料1〉は御末の採用の件を記した「禁裏執

表1 1824年(文政7)の三仲間の構成員

職名	呼称(年齢)	父(職掌)	里(職掌)
御末	阿茶 61	○青木故縫殿允(召使)	○青木内蔵允(召使)
	阿嘉加 30	○山本左近将曹(院御隨身)	同
	たと 30	○勢多故大判事(檢非違使)※	同
	かた 26	○浜嶋志摩守(内膳司)	同
	まむ 23	○三上左将曹(院御隨身)	同
	いそ 26	○津田左衛門尉	同
	きよ	井上故右衛門尉	井上右兵衛正
御雇	志津 19		○山口少外記(少外記)
隠居	三河 77		○辻出羽守(久我家諸大夫)
女孺	茶阿 52	○櫛田故右将監(陣官人)	同
	たき 47	○山田故兵部録(壺召次長)	山田金吾
	みお 43	青山故丹翁	青山雅楽
	やそ 32	奥田故承元	○奥田左兵衛
	はま 22	大町故	大町淳吾
	はつ	○佐々木大監物(院藏人所衆)	同
	たむ	谷口左司馬	石川始
	ませ		

出典：宮内庁書陵部所蔵「三御所女中名前」全1冊(207函-690号)。正宗敦夫編『地下家伝』上・中・下(自治日報社, 1968年)。○印は前掲『地下家伝』に記載されている者。  
 ※「三御所女中名前」には「大納言」とあるが、「大判事」の誤りか。

次所日記」1817年2月7日条の記事である。

### 〈史料1〉

一、

辻刑部丞

右娘と満御末御奉公人にて被召抱旨ニ而、親類書奥より被出候間、例之通取斗可申旨、筑後守殿親類書被相渡、お阿茶方も居合有之、御内里元ニ付ふ及里吟味、直ニ里請取ニ遣ス、今日鍵番三宅善太夫、奏者番藤田刑部丞方江罷越、親類書・里請・寺請状等三通取扱、右之通請等相濟候旨翌八日御附筑後守殿江淡路守申入、親類書相遣無之、里請取之候旨御附衆方奥江被申上候、此度取候三通ハ御附衆江入披見置候上、被返詰所ニ納置候事、

すなわち、辻刑部丞の娘とまが新たに採用されるために、とまの「親類書」<sup>8)</sup>が奥より出されたので、例の通り禁裏附の土屋政備(筑後守)はその「親類書」を阿茶(御末の上首)の立ち会いで執次所に渡したが吟味はされず、直ちに父親の辻刑部丞に里請状が遣わされた。

当日は鍵番三宅善太夫が奏者番藤田刑部丞の所へ参上し、翌2月8日にはとまの親類書・里請状・寺請状の取り扱いが済まされた旨が執次の土山淡路守から禁裏附に報告された。禁裏附から奥へとまの親類書が相違なく、里請がなされた旨が報告された。親類書・里請状・寺請状は禁裏附の披見を受けた上で、執次所に保管されたということである。

当史料から、御末が採用されるためには、本人の「親類書」と「里請状」および「寺請状」の3通の書類が必要であり、親類書は奥から禁裏附に出されその日のうちに里請状の手続が取られ、翌日に執次→禁裏附→奥のルートで手続終了の報告がなされていたことと、これらの書類は執次所で厳重に管理されていたことが判る。〈史料1〉の「里元」とは、表1の「里」すなわち身元保証人の意であり、とまの親類書は里元が「御内里元」であるため執次の吟味がされていないが、次の〈史料2〉は実際に親類書が吟味された「禁裏執次所日記」同年3月9日条の例である。

### 〈史料2〉

一、

浜嶋志摩守娘加す

右御末

三上近江守娘可年

右桜町殿御所御末

渡辺勇娘加免

右同御所女孺

右三人此度召抱之旨ニ而、親類書被出候間、例之通可取計旨、御附衆此間被相渡、鍵番・奏者番江申渡、里見・里請等追々相済、親類書・里請・寺請状等三通宛鍵番・奏者番と昨日差出候ニ付、今日御附衆江淡路守申入、親類書相違無之、里請取之候旨御附衆と奥江被申上候、此度取候三通者御附衆江入披見置候上、被返詰所ニ納置候事、

〈史料2〉は、御所の御末と女孺および仙洞（桜町殿）の御末の採用例であるが、〈史料1〉とは異なり、3名の親類書は執次により吟味され、日時を経てから親類書の吟味（里見）や里請状作成の手続が済まされ、当日に至り〈史料1〉と同様のルートで手続終了の報告がなされていた。〈史料1〉と〈史料2〉は御末や女孺の新規採用例であるが、天皇の代替わりにより東宮附の三仲間が新天皇の三仲間となる場合や、御雇から本採用となるのを機に改名を行う場合には、これら親類書等の提出や吟味は必要とされず、禁裏附への書付の提出のみで手続が済まされていた<sup>9)</sup>。

このように、御所や仙洞の三仲間が採用をされるために一番大事なのは執次による親類書の審査をクリアすることであったが、では、何故〈史料1〉では親類書が採用される者の里元が「御内里元」という理由で吟味されずに済んだのであろうか。この「御内里元」とは、親類書の吟味が不要とされる条件なのであろうか。表2は、「禁裏執次所日記」の中で里元

表2 三仲間の里元と里吟味の有無(里元が判る者に限る)

	女官名(採用形態)	里元(身分)	里吟味
1782(天明2)	女孀すま(新規採用)	河添少監物	○
	女孀えつ(新規採用)	中津川立敬	○
	女孀あや(御雇より昇格)	五十川左衛門志	○
1785(天明5)	女孀千賀(新規採用)	三宅右近府生	○
1791(寛政3)	女孀とよ(新規採用)	櫛田左近将監(陣官人)	○
1809(文化6)	御末より(御雇より昇格)	山本左近将曹	○
1810(文化7)	女孀喜(御雇より昇格)	伊佐右近(岩倉実正院家来)	○
1811(文化8)	御末とめ(仙洞御所御末より転任)	辻前信濃守(久我家諸大夫)	×
1817(文化14)	御末とま(新規採用)	辻刑部丞	×
	御末かす(新規採用)	浜嶋志摩守(内膳司)	○
	女孀ちか(新規採用)	三宅内蔵助(召使副使)	○
	女孀いつ(新規採用)	藤田掃部	×
1823(文政6)	女孀ひさ(御雇より昇格)	佐々木大監物(院蔵人所衆)	×
1824(文政7)	女孀とよ(御雇より昇格)	石川政左衛門(医師)	×
	女孀たん(御雇より昇格)	伊藤周伯(医師)	○
1828(文政11)	女孀八重(新規採用)	山田左近右衛門	×

出典：宮内庁書陵部所蔵「禁裏執次所日記」(F10-99~107号)。

が判明する三仲間の呼称・里元と採用年および親類書の吟味の有無の一覧である。計16名のうち、6名の吟味が行われていないが、そのうち1811年の御末とめを除く5名は、〈史料1〉で見たように「御内里元」であるとの理由による。御末とめの場合で、父親の辻前信濃守が「内々」ではないが、阿茶の里許のため、吟味を免れたという。この「内々」は「御内里元」と同じ意味であり、したがって吟味不要の条件は阿茶の里許すなわち現任の御末の上首と実家と同じであることと、「御内里元」であることの二点だと言える。この「御内里元」について一例を挙げると、1823年の女孀ひさの里元の佐々木大監物は院蔵人所衆に輔されており、いわゆる昇殿を許される「六位蔵人」の家柄である<sup>10)</sup>。対して、表2における親類書の吟味を必要とした10名の里元は、先述の御末とめの場合を含めて、判明するものだけでも全て地下の家柄である。したがって、昇殿を許されるか否かが、「御内里元」か否かの分かれ目の一つであったと考えられる。

なお、三仲間の採用の際には、支度品が給された。〈史料3〉は仙洞の例であるが、「<sup>よし</sup>欣子内親王女房<sup>い</sup>簞簞子雑用留<sup>11)</sup>」1817年2月16日の記事である。

### 〈史料3〉

- 一、御所三仲間の衆、院御所へ御とも仰付られ候人々御礼ニ参也、  
 一、此御所さち姪<sup>(母)</sup>うの事、此度願ひ院御所御ふく所へめし出し<sup>(百)</sup>二付、さひあや一臺御い<sup>(掛粉)</sup>

たゝかせ也（下略）、

すなわちこの日中宮御所では仙洞に移る三仲間の御礼参上のほかに、さち（三仲間の一人）の姪が仙洞の御服所に召し出され、緋紗綾1台が支度されたというのである。

**暇・隠居・転出** 採用された後の三仲間は全てが任務を全うし隠居を許可されるとはいかなかった。事情によっては他所に転出したり、暇を願い出る場合もあった。表3は、「禁裏執次所日記」記載の三仲間のデータを基に、1779年（安永8）から1828年（文政11）までに採用・暇・病死・隠居・転出のあった御末・女孀・御服所の人数を項目別に整理したものである。素材となる「禁裏執次所日記」が1780年・1794年（寛政6）・1796年・1803年（享和3）の分が欠本となっているために、この4ヶ年のデータが欠けているが、後桃園天皇の崩御から仁孝天皇の即位後までの三仲間の人事を表す目安になろう。表3をざっと見渡すと、三仲間の採用とその欠員の補充は毎年の様に行われていたが、御末より女孀の方が入れ替わりが多いのが目に付く。特に、1779年後桃園天皇崩御からの10ヶ年で御末が1名しか入れ替っていないのに対して、女孀は8名とほぼ全員が入れ替わっている（崩御直前の女孀は9名）。これは、三仲間全体では病氣療養が表3を通じての暇の主な理由ではあるが、後桃園天皇崩御後の数ヶ年に限っては、女孀と御服所では崩御に殉じて解雇されるという意味合いが強かったためであると思われる。なお、転出は御末に3件見られるだけで、内訳は東宮御末への転出2件と仙洞御末への転出1件であり、これらは三仲間から上位の御差・女蔵人への昇進や女孀から御末になるという三仲間内部の昇進があるというよりは、御末・女孀・御服所に採用された者の昇進は、それぞれの役職の中に限られていたことを示すものであろう<sup>12)</sup>。

**天皇代替わりにおける動向** 三仲間には仕えている天皇の代替わりに於いて、譲位と崩御ではその人事に差異はあったであろうか。表4は後桃園天皇崩御時および光格天皇譲位時での現任の三仲間を左欄に、代替わり後の動向を右欄に上位より記載したものである。これから判るように、崩御ではさすがに御末・女孀・御服所の上首（阿茶・茶阿・右京大夫）はともに隠居しているが、御末は残りは全て残留している。しかし、女孀と御服所はそれぞれ3名が薙髪し、茶阿に昇ったませは以前は女孀では5番目の列であった。対して譲位では薙髪する者はなく、御末御雇から正式採用され御所に残留したのきよを除く三仲間は全て仙洞に移り、その補充には新天皇の東宮時代の女官を新たに御所に入らせるか、表3の通り、年内（1817年）に多数の御末（5名）と女孀（4名）の新規採用を行うなどしているのである。

このように、崩御と譲位とでは三仲間の人事は大きく異なる。ではなぜ後桃園天皇の崩御で御末は女孀・御服所と異なり、そのほとんどが残留したのかが疑問となるが、調理や配膳の経験者を多数解雇するのは躊躇されたとだけ、今のところの回答として置きたい。

表3 安永～文政期の三仲間の人事状況※

区分 年	御末				女孀				御服所		
	採用	病死	隠居	転出	採用	暇	病死	隠居	採用	暇	隠居
1779	1		1			3		1		5	
1780											
1781					2	2					
1782					5	2					
1783											
1784							1				
1785					1						
1786											
1787											
1788											
1789											
1790					1	1	2				
1791					1				1	1	
1792											
1793											
1794											
1795											
1796											
1797											
1798											
1799											
1800											
1801											
1802											
1803											
1804	2				2				2		
1805		1									
1806											
1807											
1808								1			
1809	1						1				
1810					3		1				
1811	1										
1812											1
1813		1		2							
1814	1				1						
1815											
1816		1									
1817	5				4				1		
1818											
1819		1					1				
1820					2						
1821	1			1			1				1
1822						2					
1823					2		1				1
1824					2						
1825											
1826											
1827											
1828					1						

出典：宮内庁書陵部所蔵「禁裏執次所日記」

※ 1780, 1794, 1796, 1803 年は「禁裏執次所日記」欠本のため、データなし

表 4 天皇代替わり後の三仲間の動向

事項	現任の三仲間の呼称と代替わり後の動向
1779年(安永8)11月 後桃園天皇崩御～光格天皇即位	御末(阿茶) → 隠居(播磨)
	御末(おいく) → 御末(阿茶)
	御末(むめ) → 御末(阿嘉加)
	御末(かか) → 御末(たと)
	御末(まん) → 御末(むめ)
	御末(きよ) → 御末(かか)
	御末御雇(かめ) → 御末(まん)
	女孀(茶阿) → 隠居(むめつ)
	女孀(梅津) → 隠居・薙髪
	女孀(たみ) → 薙髪
	女孀(ちよ) → 薙髪
	女孀(ませ) → 女孀(茶阿)
	女孀(たか) → 女孀(たか)
	女孀(はつ) → 女孀(はつ)
	女孀(とよ) → 女孀(とよ)
	女孀(たき) → 女孀(たき)
	御服所(右京大夫) → 隠居(大江)
	御服所(小大夫) → 薙髪
	御服所(新大夫) → 御服所(右京大夫)
	御服所(中川) → 薙髪
	御服所(津山) → 薙髪
	御服所(初瀬) → 御服所(小大夫)
	御服所(よし川) → 御服所(よし川)
	御服所(たか崎) → 御服所(たか崎)
	御服所(松山) → 御服所(松山)
	1817年(文化4)3月 光格天皇讓位～仁孝天皇即位
御末(おとめ) → 院御所御末(万代)	
御末(おきよ) → 院御所御末(細石)	
御末(おより) → 院御所御末(おより)	
御末(おかね) → 院御所御末(おとめ)	
御末御雇(おかじ) → 御末(おきよ)	
東宮御末(はや) → 御末(はや)	
女孀(お茶阿) → 院御所女孀(お茶阿)	
女孀(おいく) → 院御所女孀(おいく)	
女孀(おはふ) → 院御所女孀(おはふ)	
女孀(おたか) → 院御所女孀(おまさ)	
東宮女孀(みお) → 女孀(みお)	
東宮女孀(やと) → 女孀(やと)	
御服所(藤江) → 院御所御服所(浦藤)	
御服所(玉井) → 院御所御服所(玉井)	
御服所(初瀬) → 院御所御服所(初瀬)	
御服所(おりお) → 院御所御服所(玉浦)	
御服所(おうの) → 院御所御服所(若山)	
御服所(高崎) → 院御所御服所(高崎)	

出典：宮内庁書陵部所蔵「禁裏執次所日記」



## 第2章 三仲間の職務内容

次に本章では、従来諸史料により検討されることの少なかった三仲間の職務内容について考察して行きたい。三仲間の職務内容は冒頭で掲げた『宮中女官生活史』などの回顧録に挙げられているが、本稿では「後桃園天皇大御乳覚帳」<sup>13)</sup> および「欣子内親王女房鎗子雑用留」記載の中宮や御所の三仲間の記事を素材に、光格天皇讓位前後における三仲間の職務内容について、主に中宮に関してではあるが検討を行う。また、「欣子内親王女房鎗子雑用留」では三仲間より上位の女官全ては「女中衆」と総称され、三仲間とは明確に区別されているが、その意味についても考えて行きたい。

### 1 「後桃園天皇大御乳覚帳」記載の三仲間の職務内容

「後桃園天皇大御乳覚帳」記載の三仲間の職務内容は、右京大夫（御服所の上首）に限ってはであるが、次の〈史料4〉〈史料5〉〈史料6〉が挙げられる。

#### 〈史料4〉

一、くわんとうへ(関東)両ふけ衆(禁裏附)中くたりの時分大御ち(乳)占(贈)おくり物これあり、おもし二すし、たし御なか入いけ候、おりかた(喜)にてまん中を水ひき(給)にてゆい候、たい(台)ニのせ(藏)ニツ(並)ならへ候、おもて使(召)に上申候、遣し御事候、長はし殿(橋)もおなし御事(両)なから、御口上ハ右京大夫申候事候、

#### 〈史料5〉

一、御(御所)里(藥師)やくし御代参仰出され候、右京大夫申渡、

#### 〈史料6〉

一、ひつし(米)の年大ゆふ殿(輔)へあふみ守(方力)申入(禁裏附天野近江守)いれ候やうにと右京大夫へ御申こし候、てやう人三人(町)の事さきたちて此三人御用の御手つかい(便)ニハあらせられず候へとも、御用多仰付られ遣候様(仙洞附庄田下殿守安久)ニともおさの守へ仰出され候へとも、御用の御てつかいニハならせられず候へとも、御用きかせ候様(仙洞附阿波行馬則雄)ニとの御事、これにてとちともいたゝかせられ候、あわの守(ママ)へさきたちてしもおさの守へ仰出され候へとも、とういたしても御用の御てつかいなりまゝ、御用きかせ候様ニ取はからいもうされ候様ニ仰出され候、

〈史料4〉は禁裏附の江戸下向につき、大御乳人が勾当内侍（長橋局）と共に餞別を遣わす際に、右京大夫が口上を述べるという内容であり、〈史料5〉は奈良薬師寺の代参が決定されたことを右京大夫が各所に布達したという内容である。また、〈史料6〉は、仙洞御所の下臈の大輔（鴨脚茂子）<sup>15)</sup>が右京大夫に対して、仙洞御所での町人3名の扱いに関する仙洞附の願い出を禁裏附天野正景に伝達するように依頼した1775年（安永4）のものである。

すなわち、仙洞御所ではこの町人3名は以前は御用に使用していなかったが、御用が多くなり使用せざるを得なくなった。仙洞附の有馬則雄から同役の庄田安久のもとへも、この3名の使用を取り計らうように話があったというのである。

このように、右京大夫は①勾当内侍・大御乳人からの贈物の口上を述べ、②寺院への代参決定を各所に布達し、③仙洞と幕府との連絡を行っていたことが知られるが、このうち②と③は本来は大御乳人の職務だと考えられるので<sup>16)</sup>、右京大夫はいわば大御乳人を補佐する役割もあったと言えよう。

## 2 「欣子内親王女房箔子雑用留」記載の三仲間の職務内容

表5は「欣子内親王女房箔子雑用留」記載の三仲間の職務内容を記載順に記したものであるが、同表に基づき検討を行う前に、光格天皇讓位直前の中宮女官の人員を同史料などにより整理してみると、上位より上臈正親町三條周子（冷泉）・上臈高倉佳子（油小路）・上臈広橋光子（高辻）・小上臈難波從子（裏辻）・中臈石山陳子（新少将）・中臈某（玉垣）・中臈岡本箔子（右衛門佐）・下臈森業子（肥後）・御差某・御年寄渡辺某（滋岡）・さち・千しゆ・つ山・染川・茶汲某の順となっている<sup>17)</sup>。上臈と小上臈の格式は御所の典侍に、中臈は掌侍に、下臈は命婦に相当する<sup>18)</sup>。さち・千しゆ・つ山・染川の4名は「三仲間」と一括して総称されているので、御末・女孀・御服所の別は定かではないが、同史料には他に「三仲間頭」の語も頻出しているので、この4名は三仲間頭（阿茶・茶阿・右京大夫）のいずれかの下にあった。

**女官代表としての使者派遣** 「欣子内親王女房箔子雑用留」記載の中宮の三仲間の職務としてまず挙げられるのは、御所や東宮へ使者として参上するということである。1816（文化13）5月17日、光格天皇の讓位が翌年の3月と定められた。これにともない、中宮では上臈正親町三条周子と同広橋光子より御祝の使者が御所と東宮へ遣わされ、御所と東宮からは御礼として生鯛と吸物が中宮へ遣わされたが、中宮からはこの正親町三条周子と広橋光子の他に、三仲間頭3名が御所と東宮へ御祝に参上したのである。

正親町三条周子と広橋光子からの使者はいわば欣子内親王からのものであり、派遣先（御所・東宮）からの御礼も、欣子内親王に対するものと解釈出来るが、この三仲間頭3名の派遣は、派遣先からの御礼が、「両御局様はしめ滋をか殿迄」つまり上臈正親町三条周子と同広橋光子から御年寄滋岡までの女官に対してであった。同史料には三仲間頭の差遣の件がこの他に2件（1817年3月24日、4月5日）記されているが、いずれも讓位終了の御祝のため、中宮の使者と並行して差遣されたものである。したがって、三仲間の職務の中に、重要な諸儀の際に女官代表の使者差遣を指摘することが出来る。

但し、重要でない件では三仲間のうち1名が単独で派遣されていた。1817年3月22日の讓位終了後、中宮では雑件伝達のため三仲間の一人染川を御所と仙洞に遣わし、同日同じ理

表5 「欣子内親王女房銷子雑用留」1816~17(文化13~14年)記載記事

年月日	事項
1816年 5月17日	【光格天皇の讓位が翌年三月と定められる】 中宮→御所・東宮へ御祝(使者:①上臈正親町三条周子・同広橋光子より②三仲間三名より)。 御所・東宮→中宮へ御礼進上(生鯛・吸物)。 関白一條忠良・議奏甘露寺国長→中宮へ参上・御礼進上(祝酒など)。 御所・東宮→中宮上臈正親町三条周子・同広橋光子から御年寄滋岡まで(「両御局様はしめ滋をか殿迄」)の女官へ御礼進上(御吸物・御祝物)。 御所→中宮へ御礼進上(御吸物・御祝物)。
10月21日	【儲君恵仁親王の即位の大礼が翌年秋と定められる】
12月16日	【光格天皇の後院の称が桜町殿と定められる】
12月26日	御所・中宮の奥→移転のための道具の新調を開始。
1817年 2月上旬	【仙洞の女官および院伝奏などが定まる】
2月18日	御所→中宮へ移転先の御所を引き渡す。
2月23日	中宮上臈正親町三條周子・小上臈難波從子・中臈石山陳子・中臈岡本銷子など五名と、三仲間さち・千しゆ・つ山・染川の四名と茶汲一名→移転先の御所に見分に訪れる。 大典侍園正子以下四・五人の女官及び三仲間→移転先に見分に訪れる。
2月24日	中宮上臈広橋光子→移転先の見分を済ます。 中宮→中宮女官へ移転御祝(上臈正親町三條周子・同広橋光子から年寄の滋岡まで(「両御局様はしめ磁をか殿迄」)は白地どんす表、三仲間へは地白表に裏打ちした織物)。
2月28日	中宮→御道具類を初めて移転先へ運び込む。
3月2日	【光格天皇の讓位・受禪・移徙は来る22日に行われるとの治定がある】 中宮御所の上臈正親町三條周子・小上臈難波從子・下臈森業子・中臈岡本銷子など五名と、三仲間からの者→2/23に引き続き移転先に見分に訪れる。
3月10日	【光格天皇の讓位・受禪・移徙は来る22日に行われるとの治定】 御所→御所・東宮の「女中衆」および三仲間に御祝進上(御かねなど)。
3月11日	中宮→上臈正親町三條周子・同広橋光子や三仲間の道具等を初めて移転先へ運び込む。
3月19日	御所→中宮の女官へ讓位御祝(上臈正親町三條周子・同広橋光子(「両御局様」)に銀五枚ずつ、小上臈難波從子から年寄滋岡まで銀三枚ずつ、隠居三名に銀二枚ずつ、三仲間に銀十枚)。
3月20日	中宮→中臈岡本銷子以下の女官および三仲間数名が22日に先立ち移転先に引越す。
3月21日	中宮→移転先への行啓が内々に行われるとともに、高貴宮(光格天皇第7皇子)の移転も内々に行われる(御供:上臈正親町三條周子・上臈高倉佳子・三仲間染川・年寄滋岡、御見送り:御差代但馬・表使一名・女孺一名)。 中宮→御所(賄掛)へ女官の食事は上臈正親町三條周子・同広橋光子を始めとする女官全体(「両御局様はしめ三仲間のこらす局君かたの者迄も」)に湯漬にて支度することを願い出る。
3月22日	中宮→当日の夕食(鰯付)が「女中衆」および三仲間の「夫々の家来ども迄」賄われる。 中宮→御所・仙洞へ雑件伝達のため三仲間の一人染川を遣わす。 御所・仙洞→中宮へ雑件伝達(使者:①御所は勾当内侍樋口藤子より、②仙洞は上臈園正子より)。
3月24日	中宮→御所へ讓位の儀終了の御祝のため、使者を二交替で参上させる。同様の理由で三仲間頭三人も参上させる。 御所→中宮へ返礼として大典侍油小路誠子以下の女官を三交替で遣わす。同様の理由で三仲間頭三人および三仲間頭の「御付衆」を遣わす。
3月29日	中宮→讓位終了後の御幸始・行啓等拝見ための敷物を「女中衆」および三仲間が拝領。
4月5日	中宮→仙洞へ讓位の儀終了御祝のため、正親町三條周子と広橋光子を始めとする女官が交替で参上。同日、同様の理由で三仲間頭三人も参上。 仙洞→中宮へ返礼として、上臈園正子を遣わす。同日、同様の理由で三仲間頭三人を遣わす。

由で御所では勾当内侍樋口藤子の使者を、仙洞では上臈園正子の使者をそれぞれ中宮に遣わしている。

**皇子の移徙の供と見送り** 以上は主に三仲間の上首（阿茶・茶阿・右京大夫）の職務であるが、上首以外の職務として挙げられるのが、中宮居住の皇子の移転の際の供と見送りである。1816年10月21日、儲君恵仁親王の即位の大礼が翌年の秋と定められ、12月16日、光格天皇の後院の称が桜町殿と定められた。光格天皇の譲位に伴い、御所では仙洞への、中宮では新たな御所への、東宮（儲君恵仁親王、仁孝天皇）では御所の移転が必要となり、翌年2月28日には中宮の御道具類が初めて移転先へ運び込まれた。3月2日、光格天皇の譲位・受禪・移徙は来る22日に行われるとの治定があり、3月20日、中宮では中臈岡本銷子以下の女官および三仲間数名が22日先立ち移転先に引越した。

3月21日、中宮では移転先への行啓が内々に行われるとともに、高貴宮の移転も内々に行われた。高貴宮は光格天皇の第7皇子であり、欣子内親王を生母としていたため中宮で生活していたが、皇子の供には「冷泉・油様・滋との」すなわち上臈正親町三條周子（冷泉）、上臈高倉佳子（油様）、年寄滋岡（滋との）の3名と、高貴宮の「御つき衆兩人・御乳一人」が当たり、御所からは女官では御差代の但馬・表使1名・女孀1名が、外に武家伝奏・議奏以下の者がその供の者とともに見送りに訪れたのである。「欣子内親王女房銷子雑用留」には、この日の三仲間の動きについて前記の御所の女孀が皇子の見送りを行ったことしか記されていないが、他史料の「中宮御所欣子内親王女房日記」<sup>19)</sup>や「高貴宮御附女房日記」には三仲間の染川も供していたと見えるので、三仲間は皇子の供や見送りのどちらにも関係していたことが指摘されよう。

**「女中衆」と「三仲間」** また、中宮や御所および東宮の三仲間の上位の女官は「女中衆」と総称され、「三仲間」と明確に区別されていた。1817年2月18日、中宮へ移転先の御所の引き渡しが進み、2月23日、中宮の女房が移転先に見分に訪れたが、その女房とは、上臈正親町三條周子・小上臈難波従子・中臈石山陳子・中臈岡本銷子などの5名と、三仲間のさち・千しゆ・つ山・染川の4名と茶汲1名であった。一方で御所からも同日、大典侍園正子以下4・5人の女官及び三仲間が移転先に見分に訪れていた。2月24日、上臈広橋光子も移転先の見分を済まし、中宮の女房に移転の御祝が遣わされることとなり、「両御局様はしめ滋をか殿迄」すなわち上臈正親町三條周子と同広橋光子から年寄滋岡までは白地どんす表が、三仲間へは地白表に裏打ちした織物が遣わされた。そして3月2日、2月23日に引続き中宮の上臈正親町三條周子・小上臈難波従子・下臈森業子・中臈岡本銷子などの5名と、三仲間からの者が移転先を見分に訪れたのである。

このように、2月23日と3月2日における中宮女官は、上臈以下の女官と三仲間とが区別され、この上臈以下の女官は上臈正親町三條周子と同広橋光子から下臈年寄滋岡までの範囲であった（2月24日）。また、御所の女官についても大典侍以下の女官と三仲間とが区別

されていた（2月23日）が、いずれにせよ、御所や中宮の女官には、三仲間と三仲間の上位の集団（御所では典侍・掌侍・命婦・女蔵人・御差、中宮御所であれば上・中・下臈）とが区別されていたが、三仲間の上位の集団は「女中衆」と呼ばれていた<sup>20)</sup>。光格天皇の譲位・受禪・移徙が来る22日に行われるとの治定により、3月10日、御所と東宮の女官に御祝の金品が配られたが、三仲間の上位の集団を御所と東宮では「女中衆」と呼び、中宮でも譲位の儀が終了した3月22日、当日の夕食が「女中衆・三仲間夫々の家来ども迄」賄われていたのである。また、隠居はこの「女中衆」に準じて扱われた。3月19日、御所より中宮の女官へ譲位御祝の金品が下賜されたが、その内訳は、上臈2名に銀5枚ずつ、小上臈から年寄（滋岡との）まで銀3枚ずつ、隠居3名に銀2枚ずつ、三仲間全員に銀10枚の下賜であり、隠居の拝領した金額は「女中衆」の次であった。

このように、「三仲間」が「女中衆」区別されていた理由について考えて見ると、「女中衆」の最下位の御差は天皇（中宮では内親王）に直言出来る職能を持ち<sup>21)</sup>、命婦以上の女官を輔ける役割を果たしたのであるが、三仲間にはそれがなかったことが指摘されよう。御差は天皇に直言出来るが故に、先述した欣子内親王の行啓の際では御輿の同乗が許されるが<sup>22)</sup>、三仲間は高貴宮の移転の際にはその見送りや供をするのにとどまり、ここに両者の差異を見いだすことが出来よう。

## おわりに

三仲間が採用されるためには、親類書・里請状・寺請状の3通の書類が必要であり、これらの書類は親類書の審査とともに執次所の管理下にあった。三仲間の人事は天皇の崩御と譲位とでは大きく異なり、崩御では阿茶・茶阿・右京大夫を始めとする多数が薙髪して暇をとるが、譲位では殆どが仙洞に移ることから、仕えていた天皇との人的関係の強い人事であった。三仲間の上首のうち、右京大夫は大御乳人の職務を補うことがあった。光格天皇の譲位決定の御祝などの場合に、三仲間の上首は中宮の女官からの使者として諸方に派遣されていた。また、中宮居住の皇子の移転の際の供と見送りのために、御所や中宮から三仲間の一人が派遣されることもあった。だが、中宮や御所では三仲間とその上位の女官とを、三仲間の職責の軽さが故にであろう理由に抛り、女官全体の序列間の中でも類をみないほど明確に区分していた。大典侍・勾当内侍・伊予（命婦の上首）は三頭みかしろと呼ばれ天皇代替わりでも御所に残った<sup>23)</sup>のに対して、光格天皇譲位にて三仲間のうち女嬬と御服所が残されることはなかったのは、その職責の軽さを示すかもしれない。

このように、本稿では近世後期の三仲間について検討を試みた。しかし本稿では三仲間の採用で親類書の審査が免除される理由として、実家が殿上人の家柄であることをその一つに挙げ、また三仲間が上位の女官と区別される理由についてもその職責の軽さであろうとした

が、ともに例証に乏しく、また取り上げた天皇讓位の際の人事は光格天皇の一事例に限られ、その構成員や職務内容を検討するための史料も限られた。今後の課題として残しておきたい。

## 註

- 1) 近世の朝廷内部の機構・制度の研究史については、山口和夫「近世天皇・朝廷研究の軌跡と課題」(『講座・前近代の天皇【第5巻】世界史のなかの天皇 付・天皇制研究史』青木書店、1995年)の278~279頁を参照。1996年以降では、西村慎太郎「近世地下官人組織の成立について」(『歴史科学と教育』22、2003年)、松田敬之「近世期の近衛府官人(御隨身)」(『花園史学』24、2003年)など。また、史料翻刻としては、平井誠二『『下橋敬長談話筆記』一翻刻と解題一(一)~(四)』(『大倉山論集』46~49、2000年~2003年)など。
- 2) 近世の奥向きに関する研究成果・史料翻刻は『宮中女官生活史』の他に、前掲註1)の史料翻刻を除いては角田文衛著『日本の後宮』(学燈社、1973年)で近世の御所の奥向の事件史とともに典侍と掌侍の職掌が触れられ、また、下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社東洋文庫、1979年)でも典侍から最下層の女官までの職掌についての史料の翻刻がなされ、いずれも『宮中女官生活史』にはない仙洞・大宮以下の各御所に関する記述が見られ貴重であるが、御所の女官の記述は『宮中女官生活史』より詳しいものではない。
- 3) 『宮廷女官生活史』23~25頁。
- 4) 207函-690号。同史料は和綴横本で「文政八年写之、女中年齡ハ文政七年之也」の記があり、前半は御所・仙洞・大宮の稚児・下級女官が稚児・御末・女孀・御服所・御茶汲・御物仕・表使・供御所・御服所の順に、後桜町院以下の各女院並びに比丘尼御所の難髪した女官がそれぞれ記載され、後半は御所・仙洞・大宮・中宮の口向役人が御附武士・執次から小間使・御茶挽まで全て記されている。なお、宮内庁書陵部所蔵の女官名簿で三仲間以下が記載されているのは当史料のみである。
- 5) 宮内庁書陵部所蔵(F 10-99~107号)。同史料は御所の執次(口向の最上席)の職務日誌で、奥の人事に関しても御所始め東宮・仙洞等ほぼ網羅して記されている。現存するのは1767~1847年(明和4~弘化4)の71冊(欠年あり)。
- 6) 職掌は正宗敦夫編『地下家伝』上・中・下(自治日報社、1968年)に拠る。
- 7) 例えば、阿茶の「里」の青山内蔵允(行信)は父親の青木故縫殿允(行春)の孫に当たる(『地下家伝』上、92~93頁)。なお、御末たとの里は父親(勢多章斐)とともに故人となっているが、実際は勢多章斐の息子の判事章武(表1の時点では弾正大忠)が里であると思われる(『地下家伝』上、417~418頁)。
- 8) 仁孝天皇の女御鷹司繫子の居所(女御御所)の職務日誌「御息女繫子御用記」全2冊(鷹-703号)には、口向役人を採用するに当たり、禁裏の執次所に提出した「親類書」が多数掲載されている。例えば、1817年(文化14)年3月7日条記載の使番に採用された山本主殿の親類書は、山本の父方の祖父母・父母・妹(2名)および母方の従父兄・姨(2名)の順に都合9名の姓名(女性は父親の姓名と続柄)と役職(男性のみ)が簡条書きで記され、末尾に当人の姓名が記され印が付されている。但し、女官採用の場合の親類書はなく、親類書に相当するのは1814年1月16日条掲載の姉小路公春の妹春子を採用する際に提出された「由緒書」のみである。この「春子由緒」と題された由緒書には、父・母・祖母・祖母・姑(2名)・兄・姑子の順に都合8名の姓名(女性は父親の姓名)が記されている。

- 9) 例えば、御末御履のいしは本採用とない際にまんと改名したが、改名の手続きは書付を執次所に提出するだけで、しかも阿茶ではなく隠居の三河が手続に関係した（「禁裏執次所日記」1817年9月19日条）。
- 10) 佐々木大監物（彦明）は1801年（享和元）39歳で院藏人所衆に輔され、正六位下に叙した（『地下家伝』中、895頁）。近世朝廷において六位藏人（定員4名）は六位ではあるが昇殿を許され、藏人頭及び五位藏人の下役を勤め、役料100石が給された（前掲註2）『幕末の宮廷』、275頁）。
- 11) 宮内庁書陵部所蔵（413函-233号）。記主は光格天皇の中宮欣子内親王の中臈岡本銷子。内容は1816年5月に光格天皇の讓位が定められてから、翌年の3月に讓位の儀が終了し、同年5月に仁孝新天皇の御所で和歌の御会始めが行われるまでの、欣子内親王の新たな御所への移転に関する備忘録である。なお、「欣子内親王女房銷子雑用留」は副出書名（本書名の他に、便宜作成した書名）で、「中宮女房銷子雑用留」が本書名であるが、本稿では欣子内親王の女房の日記であることを銘記した方が便利だと考え、副出書名の方を用いている。
- 12) 但し、御茶汲など三仲間より下位の女官から女嬬に昇進した例があった（「禁裏執次所日記」1820年10月27日条他）。また、近世後期の女藏人・御差のうち、三仲間から昇進したケースは見受けられない（拙稿「近世後期の女藏人・御差の制度的考察」『学習院史学』42、2004年）。
- 13) 書陵部所蔵東山御文庫本マイクロ（P7-4）。記主は主に後桃園天皇に大御乳人として仕えた松室慎子。当史料は1769～1777年（明和6～安永6年）の御所の備忘録で、とりわけ後桃園天皇の治世に公家や禁裏附が御所の女官に制度・先例に反することを求め、奥を騒がせた諸件の記述が特徴的である
- 14) 前掲註11) 参照。
- 15) 鴨脚昭子は後桜町天皇の大御乳人であったと思われ、後桃園天皇の代になり仙洞女官となっても後任の大御乳人に助言を行っていた（拙稿「近世の命婦について」『日本歴史』676、2004年）。
- 16) 前掲註15) 拙稿「近世の命婦について」において、「後桃園天皇大御乳覚帳」記載の大御乳人が関わった諸件の多くは、諸方（武家伝奏・禁裏附・門跡・女院・公家など）からの相談や願い出を勾当内侍に取り次ぎ、その指示を諸方に伝達するか、奥の諸件に対する勾当内侍の指示を諸方に伝達するか、あるいは自ら奥の諸件を勾当内侍に相談し、その指示を諸方に伝達するなどに分けられることを指摘した。例を挙げると、1776年（安永5）の以下の記事がある。

一、上様御ぬる<sup>(退)</sup>あらせられ候所、たん<sup>(撰者)</sup>いしや衆申上候所、いよ<sup>(撰修)</sup>御ましんにてあらせられ候よし御ちしやう<sup>(御定)</sup>申上候二付、ぎ<sup>(撰奏)</sup>そう衆へ申出、なをてん<sup>(撰奏)</sup>そう衆へも右の通よろしく御申被成候様と長はし<sup>(撰)</sup>殿方申出候、大御ち口むき<sup>(乳)</sup>取次<sup>(向)</sup>へも右のよし申出候、三中間<sup>(中)</sup>かしら三人<sup>(頭)</sup>へ右の通いよ殿御列し大御ち申出候、

つまり、大御乳人は後桃園天皇の麻疹治定を勾当内侍（長橋局）の指示により議奏・武家伝奏・口向・執次に申し出、三仲間の上首3名（三仲間頭）にも伊予（命婦の上首）の立ち会いのもと申し出ているのである。

- 17) 中宮女官の人員のデータは「欣子内親王女房銷子雑用留」の他、宮内庁書陵部所蔵「中宮御所欣子内親王女房日記」全42冊（507函-23号）、同「高貴宮御附女房日記」全6冊（413函-244号）、同「女房次第」全1冊（210函-122号）および前掲註2）『幕末の宮廷』巻末の「文化八年

正月女房次第」(360頁～364頁)に拠った。

18) 前掲註1)『『下橋敬長談話筆記』一翻刻と解題一(三)』396～397頁など。

19) いずれも前掲註17)に拠る。

20) 前掲註13)「後桃園天皇大御乳覚帳」でも三仲間とその上位の女官とが区別されていた事例がある(下掲)。

一、よしの宮様(良)はしめて御参内(初)ニ付、遣され候物(編子)りんす一反つゝ大すけ殿(典侍)・長はし殿(編)・大御ちへ、おもし一すしつゝさい相(宰相典侍)のすけ殿はしめ(陸奥)ちのく殿まで、とんす(観子)・おもしあふミとのへ、はくま(白)ぎ(義)ゑ(文)ふ(殿)こなお丸殿・とも丸殿、金子百疋つゝあ(阿茶)ち(茶)や・ち(茶)あ(茶)金子百疋ニ御ま(魚)な一折右京大夫へ、

すなわち、良宮(閑院宮典仁親王の第4皇子)の初参内に当たり、大典侍・勾当内侍(長橋殿)・大御乳人に綸子1反ずつが、宰相典侍から女蔵人の陸奥までには重し一筋ずつが、御差の近江には緞子・重しが下されたが、三仲間の上首3名(阿茶・茶阿・右京大夫)には金子・御魚が下されている。

同史料には他に、暮れの煤払い終了後、大御乳人が三仲間へ杯を与えている記事や、大御乳人50歳の御祝に、御末や御服所は大御乳人からの杯を受け局へ帰ったが、「女中衆」は指示により残ったという記事も見られる。

21) 『宮中女官生活史』23頁。

22) 「欣子内親王女房箱子雑用留」1817年3月21日条。なお、この行啓で欣子内親王の御輿には御差が同乗する定めであったが、御差の不在のため、小上臈の難波従子がこれに代わった。

23) 大典侍については拙稿「近世の典侍について」(『人文』〈学習院大・人文科学研〉1、2003年)。勾当内侍については同「近世後期における掌侍の制度的検討」(『国史研究』〈弘前大〉117、2004年)。伊予については同「近世の命婦について」(前掲註15))参照。



## 近世後期の三仲間に関する諸問題

高橋 博

近世の朝廷内部の機構・制度の研究は、1980年代以降多くの進展が見られ、近年は地下官人の研究や史料の翻刻作業が活発である。だが、近世の女官の制度（上位よりないしのかみ尚侍・ないしのすけ典侍・ないしのじよう掌侍・みようぶ命婦・によくろうど女藏人・おさし御差・おすえ御末・によじゆ女孀・ごふくところ御服所等と称した）はまだ考察の余地が多く、かわばたさねひで河鱒実英著『宮中女官生活史』（風間書房、1963年）公刊以降、新たな進展が見られたと言えない。したがって本稿では三仲間（御末・女孀・御服所の総称）を取り上げ、その近世後期における基礎的事実や人事・職務内容などについて検討したい。第1章では三仲間の定員・序列・年齢や採用などについて、歴代天皇の代替わりにおける動向も含めて検討する。三仲間の採用には、親類書・里請状・寺請状が必要であり、これらは親類書の審査とともに執次（各御所に設置の宮廷会計を掌るくちむき口向諸役人の最上席。江戸幕府任命の禁裏附武家の監督下にあった）の管理下にあった。三仲間の採用で親類書の審査が免除される理由として、実家が殿上人の家柄であることがその一つに考えられるが、なお検討を要する。三仲間の人事は天皇の崩御と讓位とでは大きく異なり、1779年（安永8）後桃園天皇崩御の例では三仲間かしら頭と称する御末・女孀・御服所の上首（阿茶・茶阿・右京大夫）を始め多数が薙髪して暇をとるが、1817年（文化14）光格天皇讓位の例では殆どが仙洞に移ることから、仕えた天皇との人的関係の強い人事であった。

第2章では三仲間の職務内容について検討する。安永年間（1770年代）には三仲間頭のうち、右京大夫が大御乳人の代役として、仙洞と幕府との連絡を行っている例がある。また、中宮御所の三仲間の事例であるが、光格天皇の讓位決定の御祝などの場合に、三仲間頭は中宮の女官からの使者として諸方に派遣されていた。中宮居住の皇子の移転の際の供と見送りのために、御所や中宮から三仲間の一人が派遣されることもあった。だが、中宮や御所および東宮は三仲間の上位の女官を「女中衆」と呼び、三仲間の職責の軽さが故であろう理由に抛り、三仲間と上位の女官とを、女官全体の序列間の中でも類をみないほど明確に区分していた。典侍・勾当内侍・伊予（命婦の上首）は三頭みかしらと呼ばれ天皇代替わりでも御所に残ったのに対して、光格天皇讓位にて三仲間のうち女孀と御服所が残されることはなかったのは、その職責の軽さを示すものかもしれない。

**キーワード**【執次 親類書 三仲間頭 薙髪 使者派遣】

**The various points at issue connected with “Mi-nakama,”  
a low-ranking post of inner palace, of the late pre-modern age**

Hiroshi TAKAHASHI

“O-sue”, “Nyo-ju” and “Go-fuku-dokoro”, low-ranking posts of inner palace were collectively called “Mi-nakama” in the late pre-modern age. The reason why we need to study “Mi-nakama” is a stagnation of studies comparing with those on the other posts. Accordingly, this article describes the personnel affairs of “Mi-nakama”, the contents of those women’s job, and so on. The adoption of “Mi-nakama” was controlled by “Toritsugi”, appointed by Tokugawa shogunate, with the judge of their “Shinrui-gaki (the paper of their family)”. In the case of the succession to the throne, the most working women of “Mi-nakama” remained in the Court together with the second one.

But in the case of the emperor’s death, most of them had their heads shaved. One of “Mi-

nakama-kashira”, the top rank in the “Mi-nakama” job was the messenger in the case of happy event in the Court, and the attendant with the prince. In this way, “Mi-nakama” was related to the emperor intimately, but the responsibility was not always heavy.

*Key words:* Toritsugi, Shinrui-gaki, Mi-nakama-kashira, shave head, messenger